様式第二十七号（第六十五号関係）

㊴

　　　　　**診断書**（介護手当用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 明治大正　　　年　　　月　　　日生昭和 | 男・女 |
| 居　住　地 |  |
| 障害の原因となった負傷又は疾病の名称 |  |
| 上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見 |  |
| ※1 | 視　　力 | 右（　　）左（　　） | ※2聴力 | 聴力損失（旧規格） | 右 　 デシベル左 　 デシベル |  | 精　　神障　　害 |  |
| 聴力レベル（新規格） | 右 　 デシベル左 　デシベル |
| 障害の状態 | 平衡機能障　　害 |  | 内　　部障　　害 |  |
| 音声言語機能障害 |  |
| 上肢の状態 |  | ※3 | 食　　事 |  |
| 手指の状態 |  | 日常生活の状態 | 排　　便 |  |
| 下肢の　状態 |  | 歩　　行 |  |
| 体幹機能障　　害 |  | 入　　浴洗　　顔洗　　髪 |  |
| その他の運動機能障　　害 |  | その他 |  |
| ※4上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第２又は別表第３に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見 | １　別表第２第（　　　　　）号に該当する。２　別表第３第（　　　　　）号に該当する。３　別表第２に該当しない。 |
| ※5要介護状態についての判断 | 1　介護を要する　　　２　介護を要しない |
| 以上のとおり、診断します。　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　医療機関の名称所　　在　　地（診断書の有効期間は１カ月です）　　　　　　　　　医　師　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

記入上の注意

１.　※1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

２.　昭和57年8月14日に改正前のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力損失（旧規格）の欄に記入し、同日改正後のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力レベル（新規格）の欄に記入してください。

なお、オージオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。

３.　※3及び※5の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。

４.　※4の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。

　 なお、この欄は、１から３のいずれか1つに○印をつけてください。

５.　家族介護（介護に要する費用を支出しないで介護を受けている）の対象となる重度障害の範囲は**裏面別表第３**のとおりです。

|  |
| --- |
| 別表第２１．両眼の視力の和が0.08以下のもの２．両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）３．平衡機能に極めて著しい障害を有するもの４．音声機能又は言語機能又はその他機能を喪失したもの５．両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの６．両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの７．一上肢の機能に著しい障害を有するもの８．一上肢のすべての指を欠くもの９．一上肢のすべての指の機能を全廃したもの10．両下肢をショパー関節以上で欠くもの11. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの12．一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの13．一下肢の機能を全廃したもの14．体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの15．前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの16．精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの17．身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。別表第３（重度障害に該当）１．両眼の視力の和が0.02以下のもの２．両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの３．両上肢の機能に著しい障害を有するもの４．両上肢のすべての指を欠くもの５．両下肢の用を全く廃したもの６．両大腿を2分の１以上失ったもの７．体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの８．前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの９．精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの10．身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 |

㊴